

給与支払者(事業主)の皆さまへ

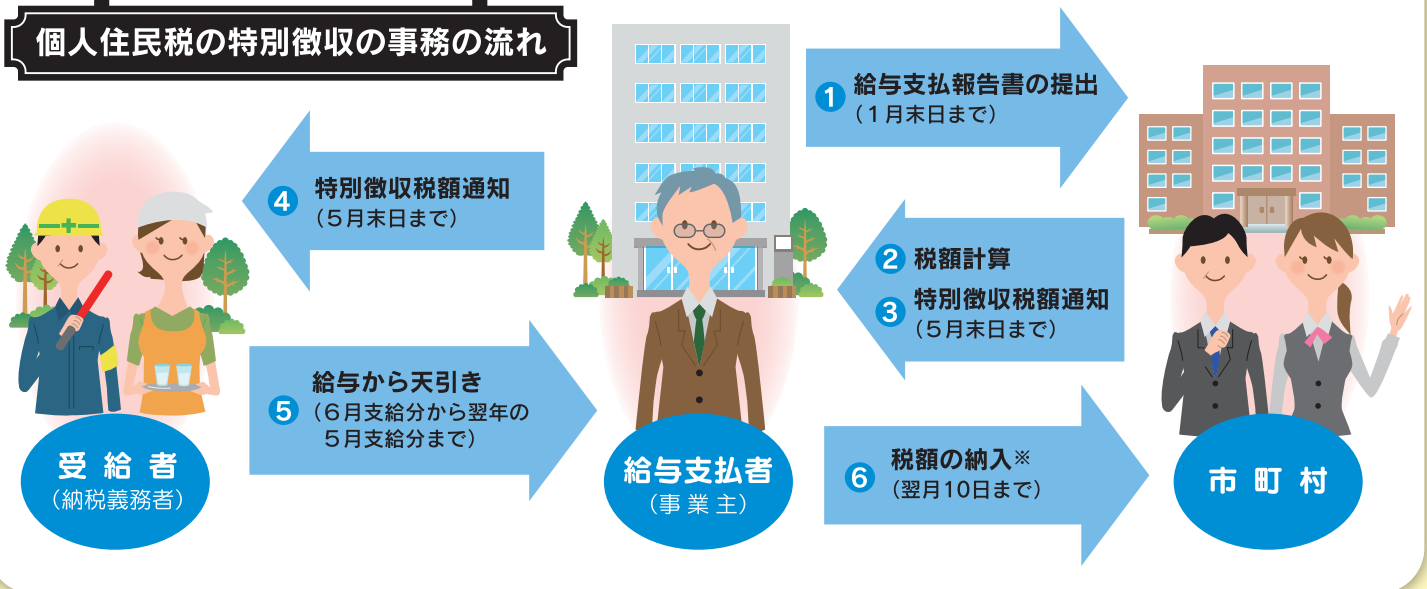
# 個人住民税は 給与からの特別徴収が 原則です！

茨城県と県内  
すべての市町村  
から重要な  
お知らせです

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者（事業主）が受給者（納税義務者）に代わり、毎月受給者に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与天引き）し納入する制度です。  
所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者には、アルバイト、パート、役員等を含むすべての受給者の個人住民税を特別徴収することが、法令で義務づけられております。



## 個人住民税の特別徴収の事務の流れ



## ※納期の特例(年2回納入)について

特別徴収税額は毎月の納入(12回)を基本としていますが、受給者が常時10人未満の事業所は、市町村に申請し承認を受けることにより、年2回の納入となる「納期の特例」をご利用いただけます。

< 6月から11月までに徴収(天引き)した分 > 12月10日までに納入  
< 12月から翌年5月までに徴収(天引き)した分 > 翌年6月10日までに納入

関東各都県(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)では、連携して特別徴収の徹底に取り組んでいます。



## ○ 特別徴収義務者となる給与支払者（事業主）

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者（事業主）

## ○ 例外として普通徴収が認められる場合

**当面、普通徴収※1が認められるのは、以下の場合に限られます。**

（市町村に提出する普通徴収切替理由書に、その旨を記載する必要があります）

- 普A 総従業員数※2が2人以下
- 普B 他の事業所で特別徴収※3
- 普C 給与が少なく税額が引けない※4
- 普D 給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
- 普E 事業専従者（個人事業主のみ対象）
- 普F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）※5



- ※1 特別徴収によらず、受給者自身が市町村から送付される納税通知書によって窓口等で納める方法。納期は原則年4回（6、8、10、1月）。
- ※2 1月1日現在において給与等の支払を受けている者の人数から、「普B」～「普F」に該当するすべての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数。
- ※3 給与支払報告書（個人別明細書）の乙欄に該当する方の一部などが該当。
- ※4 年間の給与と所得が市町村の条例で定める均等割非課税基準所得以下の方が該当。
- ※5 休職や育児休業中の者を含みます。

## ○ 特別徴収を徹底する取組に関するお問い合わせ先

| 県<br>庁 | 担当部署名   |                | 電話番号           | 県<br>税<br>事<br>務<br>所 | 担当部署名        |                | 電話番号 |
|--------|---------|----------------|----------------|-----------------------|--------------|----------------|------|
|        | 市町村課    | 税政グループ         | ☎ 029-301-2481 |                       | 水戸県税事務所課税第一課 | ☎ 029-221-4800 |      |
| 税務課    | 賦課グループ  | ☎ 029-301-2429 | 常陸太田県税事務所課税第一課 | ☎ 0294-80-3311        |              |                |      |
|        | 徴収強化対策室 | ☎ 029-301-2446 | 行方県税事務所課税第一課   | ☎ 0299-72-0483        |              |                |      |
|        |         |                | 土浦県税事務所課税第一課   | ☎ 029-822-7212        |              |                |      |
|        |         |                | 筑西県税事務所課税第一課   | ☎ 0296-24-9192        |              |                |      |

## ○ 具体的な手続きに関するお問い合わせ先（各市町村担当課）

|   | 市町村     | 担当部署名 | 電話番号           |   | 市町村     | 担当部署名 | 電話番号           |
|---|---------|-------|----------------|---|---------|-------|----------------|
| あ | 阿見町     | 税務課   | ☎ 029-888-1111 | た | 高萩市     | 税務課   | ☎ 0293-23-2115 |
| い | 石岡市     | 税務課   | ☎ 0299-23-1111 | ち | 筑西市     | 課税課   | ☎ 0296-24-2111 |
|   | 潮来市     | 税務課   | ☎ 0299-63-1111 | つ | つくば市    | 市民税課  | ☎ 029-883-1111 |
|   | 稲敷市     | 税務課   | ☎ 029-892-2000 |   | つくばみらい市 | 税務課   | ☎ 0297-58-2111 |
|   | 茨城県     | 税務課   | ☎ 029-292-1111 |   | 土浦市     | 課税課   | ☎ 029-826-1111 |
| う | 牛久市     | 税務課   | ☎ 029-873-2111 | と | 東海村     | 税務課   | ☎ 029-282-1711 |
| お | 大洗町     | 税務課   | ☎ 029-267-5111 |   | 取手市     | 課税課   | ☎ 0297-74-2141 |
|   | 小美玉市    | 税務課   | ☎ 0299-48-1111 |   | 利根町     | 税務課   | ☎ 0297-68-2211 |
| か | 笠間市     | 税務課   | ☎ 0296-77-1101 | な | 那珂市     | 税務課   | ☎ 029-298-1111 |
|   | 鹿嶋市     | 税務課   | ☎ 0299-82-2911 |   | 行方市     | 税務課   | ☎ 0299-72-0811 |
|   | かすみがうら市 | 税務課   | ☎ 0299-59-2111 | は | 坂東市     | 課税課   | ☎ 0297-35-2121 |
|   | 神栖市     | 課税課   | ☎ 0299-90-1134 | ひ | 日立市     | 市民税課  | ☎ 0294-22-3111 |
| き | 河内町     | 税務課   | ☎ 0297-84-2111 |   | 常陸太田市   | 税務課   | ☎ 0294-72-3111 |
|   | 北茨城市    | 税務課   | ☎ 0293-43-1111 |   | 常陸太宮市   | 税務徴収課 | ☎ 0295-52-1111 |
| こ | 古河市     | 市民税課  | ☎ 0280-22-5111 |   | ひたちなか市  | 市民税課  | ☎ 029-273-0111 |
| さ | 五霞町     | 町民税務課 | ☎ 0280-84-1111 | ほ | 鉾田市     | 税務課   | ☎ 0291-33-2111 |
|   | 境町      | 税務課   | ☎ 0280-81-1300 | み | 水戸市     | 市民税課  | ☎ 029-224-1111 |
| し | 桜川市     | 税務課   | ☎ 0296-58-5111 |   | 美浦村     | 税務課   | ☎ 029-885-0340 |
|   | 下妻市     | 税務課   | ☎ 0296-43-8192 | も | 守谷市     | 税務課   | ☎ 0297-45-1111 |
|   | 常総市     | 税務課   | ☎ 0297-23-2111 | や | 八千代町    | 税務課   | ☎ 0296-48-1111 |
|   | 城里町     | 税務課   | ☎ 029-288-3111 | ゆ | 結城市     | 税務課   | ☎ 0296-34-0412 |
| た | 大子町     | 税務課   | ☎ 0295-72-1116 | り | 龍ヶ崎市    | 税務課   | ☎ 0297-64-1111 |